## コンデンサ・トランス等をお持ちの皆様へ

PCBの分析費用を補助します。

### 微量PCB汚染廃電気機器とは

昭和47年以降に製造され、PCBを使用していないとされていた高 圧コンデンサ等の電気機器等に数 mg/kg から数十 mg/kg 程度のPCBに 汚染された絶縁油を含むもの</mark>があることが分かっています。

このような微量のPCBに汚染された電気機器等が廃棄物となった ものもPCB廃棄物として適正に保管・処理する必要があります。

# 00

#### 分析費用の補助

コンデンサ等の電気機器がPCBに汚染されている場合には、 そのままでは金属スクラップ等として処理することができません。

このため、微量 P C B 汚染電気機器等であるかどうかを確認するためには、当該電気機器等に使われている絶縁油について、P C B の濃度を分析する必要があります。

**愛知県では、事業者の方がこの分析を行う際に必要となる費用を補助します。** 

なお、この事業は平成23年度まで実施する予定です。



### 補助事業の概要

申請できる方:愛知県内(名古屋市を除く)で微量のPCBに汚染された絶縁油を含む

可能性のある電気機器を保管又は使用している中小企業者又は個人。

補助の対象:上記の電気機器等のPCB濃度の分析費用(「微量PCB汚染廃電気機器

**濃度分析費補助金交付要綱**」に定める方法で分析したもの:愛知県環境

部の Web ページ「あいちの環境」に掲載。)

(URL http://www.pref.aichi.jp/kankyo/),

補助の金額:分析費用(サンプリング費用を含む)の2分の1(上限2万円/台)。

募集期間:平成21年12月21日(月)から平成22年3月19日(金)まで。

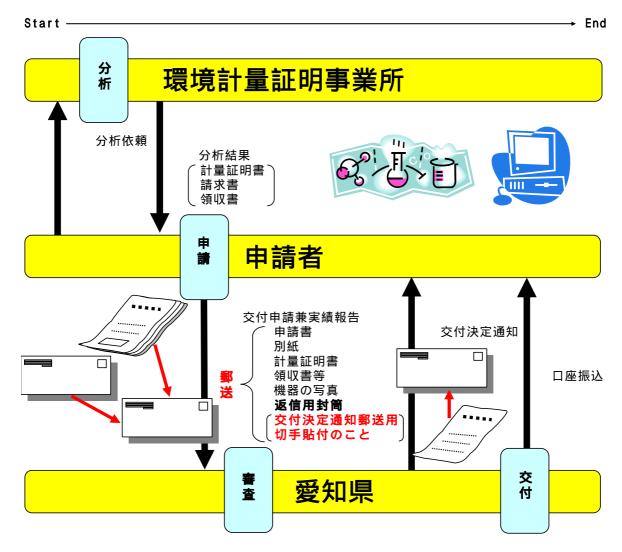
平成22年度については4月からの募集を予定しています。

申請方法:指定の方法で募集期間中に分析を行った後、所定の様式(計量証明事業

所発行の分析結果を記載した計量証明書、領収書等及び機器の写真を添

付)により**郵送**にて申請。

交 付 方 法:先着順に審査し、交付決定通知後口座振込。



なお、分析により絶縁油中に0.5mg/kg 以上のPCBが含まれていることが分かった場合 は、「ポリ塩化ビフェニルの適正な処理の推進に関する特別措置法」(平成13年6月22日 法律第65号)に基づき、適正な保管及び処理、保管状況の届出が必要となります。

申請先:愛知県環境部資源循環推進課廃棄物監視指導室指導グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2 (郵便番号のみでも可)

TEL 052-954-6236 6237 FAX 052-953-7776

相談先:愛知県県民事務所・山村振興事務所、豊橋市、岡崎市、豊田市の廃棄物

